

補助制度の目的

2025年以降を見据えた地域の医療提供体制の確保に向けて病院が行う訪問歯科診療等を実施するために必要な機器等の整備に要する経費を支援します



補助制度の概要

病院の開設者で、下記の要件を全て満たす者

補助事業者

- ①所在地が新潟県内であること
- ②歯科、歯科口腔外科、小児歯科及び矯正歯科のうち、一つ以上を標ぼうしていること
- ③訪問歯科診療を実施している、又は新たに実施する予定があること
- ④地域の歯科診療所と連携体制を構築している、又は新たに構築すること
- ⑤地域の歯科診療所の後方支援を行うこと

※診療所は補助対象外です

訪問歯科診療を実施するために必要な診療機器等に係る備品購入費

対象経費

(例)
ポータブル歯科ユニット、ポータブル歯科X線装置、ポータブル耳鼻咽喉ファイバースコープ、デジタル口腔撮影カメラ、コードレスコントラハンドピース 等

※老朽化に伴う単なる更新に係るもの、汎用情報機器、車両及びその付属品は除きます



基準額 3,638,000円

補助率 3分の2

下限額 50,000円

※1品当たりの額が下限額に満たない機器は補助対象外です

詳細は下記の電子申請システムから交付要綱等をダウンロードしてご覧ください

令和4年度補助金の申請について

申請先

新潟県電子申請システム

令和4年度「病院における訪問歯科診療機器等整備事業補助金」交付申請

URL: https://s-kantan.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2260

申請期限

令和4年10月31日(月)

お問合せ先

新潟県福祉保健部健康づくり支援課

TEL:025-280-5934(直通)

e-mail: ngt040240@pref.niigata.lg.jp

はじめよう、

けんこう time